

南信州広域連合議会
全 員 協 議 会

令和5年11月13日

南信州広域連合事務局

南信州広域連合議会 全員協議会会議録

令和5年11月13日（月） 午前10時55分 開議

1. 開会
2. 議長あいさつ
3. 広域連合長あいさつ
4. 報告・協議事項
 - (1) 文化芸術活動の支援について
 - (2) 南信州広域連合規約の一部改正について
5. 閉会

全 員 協 議 会

令和5年11月13日

南信州広域連合事務局

南信州広域連合議会 全員協議会

日 時	令和5年11月13日（月） 午前10時55分～午前11時43分
場 所	エス・バード ホール
出席者	河本議員、片桐議員、井原議員、下平議員、木下（幸）議員、 後藤（知）議員、後藤（和）議員、串原議員、坂巻議員、宮澤議員、 吉田議員、佐々木議員、栗生副議長、平松議員、三浦議員、市川議員、 岩口議員、米山議員、大蔵議員、中平議員、清水（優）議員、岡田議員、 福澤議員、竹村議員、小林議員、古川議員、木下（徳）議員、山崎議員、 熊谷議長、清水（勇）議員、永井議員、井坪議員、 佐藤広域連合長、下平副広域連合長、大久保村長、清水村長、市瀬村長、 高田副管理者、吉川事務局長、小椋事務局次長兼総務課長兼地域医療福祉連携課長、 飯田環境センター事務長、北澤消防長、新井消防本部総務課長、下平消防本部専門幹 縄通信指令課長、伊藤書記長、壬生事務局総務課広域振興係長、 久保田事務局総務課庶務係、宮崎事務局総務課庶務係、平沢事務局専門主査、 岡庭町村会事務局長

1. 開 会
2. 議長あいさつ
3. 広域連合長あいさつ
4. 報告・協議事項

No	項 目 名	資料	頁
1	文化芸術活動の支援について …資料による説明（吉川事務局長）	1	4
2	南信州広域連合規約の一部改正について …資料による説明（小椋事務局総務課長）	2	11

5. 閉 会

1. 開 会

午前10時55分

(熊谷議長) それでは、ただいまから全員協議会を開催いたします。

2. 議長あいさつ

(熊谷議長) 開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

改めまして御苦労さまでございます。

それこそ、これまで視察からサミット、それから今コロナが5類になってから各期成同盟会の総会また要望活動等で、それぞれ議員の皆様方も大変お忙しい日々を送られているのかなというふうに思っているところでございます。

それこそ、各これからも町村議会も始まるということで、インフルエンザもはやっている時でございます。ぜひ、お体にはお互い気をつけて、今後まだまだ頑張っていきたいなと思っております。それこそ、簡単ではございますけれども、あいさつとさせていただきます。

今日の協議会、先ほど連合長からもお話がありましたとおり、創造館の関係でございます。10日に利用される方々への説明もあったということで、それほど関係についてはよい方向で受け止めていただいたということもお聞きしておりますので、今日はその辺も含めながら協議をしていただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

3. 広域連合長あいさつ

(熊谷議長) 次に、広域連合長に挨拶を願うことといたします。

よろしいですか。佐藤広域連合長。

(佐藤広域連合長) それでは、本会議に引き続きまして全員協議会ということで、本会議冒頭のごあいさつで申し上げましたように、今日は創造館閉館に伴う対応につきまして方針、踏み込んだ形になりましたので、その内容について御説明をさせていただきたいと思っております。

10日の協議の場には事務局長が出席をいたしましたけれども、おおむね好意的に受け止められたというふうに報告を受けております。今後、県ともしっかり話をしながら進めてまいるのでございますけれども、今日はその内容をお聞き取りいただきまして、御意見があれば賜りたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

4. 報告・協議事項

(1) 文化芸術活動の支援について

(熊谷議長) それでは、協議事項に移ります。

初めに、「文化芸術活動の支援について」を議題といたします。

執行機関側の説明を求めます。

吉川事務局長。

(吉川事務局長) それでは、(1)文化芸術活動の支援について、御説明をさせていただきます。

この件につきましては、皆様、御承知のとおり、昨年10月に飯田創造館の閉館の表明が県からございまして、それに対する地域としての対応を検討してまいったという経過がございます。4月29日には、連合長と利用者団体等との懇談会を開催し、以降、3回の協議の場と利用者団体の皆様との懇談等を経まして、このたびその対応方針を整

理・修正をしまいたったということでございます。そのため、項目名も文化芸術活動の支援についてというふうに今回させていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

1といたしまして、対応の全体像というふうに4項目整理をさせていただいております。

施設についてでございますけれども、まず現在、南信州広域連合の事務センターと言っている建物が2棟ございます。旧地場産業センターと、それから旧工業技術センターでございます。それから、もう一つ一番東側にある建物ですけれども、旧EMCセンター、こちらは現在、飯田市が所有をしているものでございますけれども、この建物については飯田市から広域連合が移管を受けまして、この3つの建物全体を南信州広域連合、仮称ですけれども広域連合会館ということで今後扱ってまいりたいということでございます。

次のイでございますけれども、飯田創造館の閉館という状況を踏まえまして、郡市民の文化芸術活動の場として南信州広域連合会館内に新たに文化芸術活動支援施設、これを公の施設として設置をしたいというものでございます。従来、公の施設とはしないという説明を行ってきたものでございますけれども、こちらの方針を今回、変更をさせていただきたいと思っておるものでございます。

3番目でございますが、ウといたしまして、この公の施設を含む南信州広域連合会館全体の管理運営を効率的に行うために、現在、南信州広域連合の事務所、総務課の事務所でございますけれども、こちらの会館内へ移転をしていきたいというふうに考えております。現在は、御承知のように県の合同庁舎の5階にある事務の部門の移転をしたいというものが3番目の項目でございます。

それからエといたしまして、この公の施設の開設に向けた施設の改修と運営に関しましては、県に応分の負担を求めてまいりたいというふうに考えております。

先ほどの連合長のごあいさつにもありましたように、11月10日に4回目の協議の場を開催をいたしまして、その場でこういった方針の説明をさせていただき、委員の皆様からはおおむね了承を得たという、そういう状況でございます。

2番目といたしまして、対応の趣旨と目的ということで、やはり4項目整理をさせていただいております。

これまでの地域全体で要望してきた運転免許センター、これは広域連合とすれば平成23年度から取り組んでまいったことでございますけれども、この運転免許センターの設置を確実に進めるためには、この飯田創造館閉館への対応を行ってまいる必要があるというのが1番目。

2番目といたしまして、創造館の閉館に伴い活動の継続が難しくなる分野というものが具体的でございますので、行政といたしましてこの活動の場というのを確保する必要があるのかなということが2番目でございます。

それから3番目でございますけれども、文化芸術活動の支援というものは、現在、南信州広域連合が処理する事務には含まれていないわけでございますけれども、今回の創造館閉館を契機といたしまして、郡市民が文化芸術活動に取り組むための活動の場を提供できるようにするというところでございます。

4番目といたしまして、先ほどのことと若干重なりますけれども、施設の改修や運営

に関して県からの支援を受けること、また有利な財源を確保する。具体的には起債等の活用になるわけでございますけれども、そういったことのために施設の位置づけや運営方法を明確にしていく必要があるという、4つの項目といたしまして、今回の対応を決めてまいったという、そんな経過でございます。

3番目といたしまして、広域連合としての意思決定と今後の手続を整理をさせていただいております。

経過といたしますと、10月23日の広域連合会議でこちらの方針・進め方を確認をしてきております。

それから議会に対して、その内容の説明をするという場といたしましては、まさに今日この場でございますけれども、本日の全員協議会で説明をさせていただくということでございます。

ウといたしまして、施設改修のための実施設計を行ってまいりたいと考えておりますが、この経費につきましては11月30日の本議会の最終日に追加で提出をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

それからエでございますけれども、広域連合規約の改正についてでございます。この文化芸術活動支援施設に関しましては、広域規約の中に規定がないわけでございますので、これを追加をするという対応をする必要があるというふうに考えております。広域連合規約の改正につきましては、14市町村の各議会で議決をいただく必要がございます。したがって、これから開催されます各市町村の議会にそれぞれ議案を提出をいただきまして各議会で議決をいただくと、議決をいただきましたら、その上で県知事に対して許可申請をいたしまして許可を得るといふ、そんな事務的な手続が必要となりますので、よろしく願いをいたします。この後の項目で具体的に規約の改正案について説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。こちらの改正につきましては、広域議会ではなくて構成市町村の議会で議決をいただく必要があるということでございますので、よろしく願いいたします。その項目でございますけれども、第4条のところ広域連合が処理する事務ということを規定しておりますけれども、こちらに「文化芸術活動支援施設の設置運営」というものを追加をしてまいりたいということ。それからもう一つ、第6条に広域連合の事務所を規定しておりますけれども、こちらを上郷別府、要するにこの広域連合会館の場所に置くというふうに修正をしてまいりたいということでございます。

それから、この広域連合会館の開設に向けた施設改修の経費につきましては、来年度、令和6年度の当初予算に計上をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、公の施設でございますので設置条例が必要となります。文化芸術活動支援施設条例の制定につきましては、来年の第2回定例会に提案をしてまいりたいというふうに予定しておりますのでございます。

4といたしまして、施設の整備の考え方と工事内容を整理をさせていただいております。

まず、施設整備の考え方でございますけれども、先ほど申し上げましたように、飯田創造館利用者団体の中には、ほかの公共施設、市町村の公民館等では活動の継続が難しい分野というのがございます。具体的には、陶芸だとか木工・木彫・七宝等でございますけれども、そういった分野の機能を整備するというのがア。

イといたしまして、公の施設となりますので、この文化芸術活動に広く使用可能な施設としてまいりたいということで、ある程度汎用的に使えるような施設整備ということが必要になってくるのかなということで考えているところでございます。一方、整備経費につきましては、極力削減に努めながら既存施設との棲み分けというものを整理をしてまいりたいというふうに思っております。施設だけではなくて、運営形態の面で、例えば公民館では実施が難しいというようなものもございまして、そういったものを運営ルールの中で整理をしていきたいというふうに考えております。

また、3番目の項目といたしまして、現在開催している「協議の場」における意見を基といたしますけれども、施設の利用が想定される団体等の意見もこれから求めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

2ページ目に参りまして、(2)といたしまして、施設の工事内容を3項目掲げてございます。

まず、飯田創造館で使用してきた設備等の移設と作業場の整備みたいなことがあるかなというふうに思います。こちらについては、基本的に県に対して負担を求めてまいりたいというふうに考えておるものでございます。

イといたしまして、文化芸術活動を行う公の施設として必要な改修工事、空調の関係それからトイレだとか展示設備等々でございますけれども、こちらにつきましては県に対して一定割合の負担をお願いしてまいりたいというふうに考えております。

3番目、ウといたしまして、施設自体の経年劣化がございまして、こちらに対する必要な改修工事であるとか、先ほど申しましたように事務所の移転をしていきたいということで、事務所移転に伴って必要となる工事については、これは広域連合の負担としてまいりたいというところでございます。

5といたしまして、施設の運営と予算ということでございますけれども、アといたしまして、この広域連合会館の施設全体の管理運営は事務局の総務課が担当をしてまいりたいというところでございます。ただ、休日夜間にも使用が想定されますので、こういった時間帯の施設管理につきましては、事務をお願いする方をお願いをしまいたい必要があるのかなというふうに考えております。この管理運営費につきましては、これまで事務センターの管理費だとか、既に予算として持っておりますので、そういった中でできるだけ賄っていく。また、施設の使用料というものをいただくということでございますので、できるだけ経費をそういった利用料で賄っていくということで、構成市町村の負担とならないように配慮をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

6のスケジュール案でございますが、先ほど御報告させていただきましたが、10日の金曜日に第4回の協議の場を開催されまして、その場でこのことを説明をさせていただいたところでございます。13日の全協、ただいまお願いしているものでございまして、11月17日の広域連合会議で実施設計費を追加で提案をしてまいりたいということでこの補正予算案を広域連合の中で確認をしてまいりたいというふうに思っております。11月30日の広域連合議会の閉会日に、その予算を追加で提案をしてまいりたいというふうに考えております。

12月に、構成市町村の各第4回定例会が開催されるかなというふうに思っておりますので、その中で先ほどお願いいたしました広域連合規約の改正の議決をいただきたいという、こういうスケジュールでございます。

この後、規約の改正案を説明させていただきますけれども、それぞれ御確認をいただきまして、各市町村議会においてぜひ議決を賜りたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

私からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

(熊谷議長) 説明が終わりました。御質疑はございませんか。

よろしいですか。清水優一郎議員。

(清水(優)議員) 22番、飯田市の清水です。

まず、私も11月10日の金曜日の第4回の協議の場に行きまして傍聴をしてまいりました。御説明にあったとおり、利用者の皆様からはおおむね、この公の施設でという方向性でということを確認がなされたというふうに私も認識をしております。それは、そのように進めていくということでのよろしいかと思うのですが、さて、これがそれぞれの議会で議案として上がってくるとなったときに、論点はどこにあるのだろうということでも少し質問をしたいと思います。

まず、1ページ目のところの全体像のエのところ、公の施設の開設に向けた施設の改修と運営に対し県に応分の負担を求めるということで、全体像の御説明がありました。2ページのところに行きますと、(2)の施設の工事内容のところ、アの分については県にと、そしてイの部分については県に一定割合という御説明がありまして、ウについては広域連合でという説明がありました。いずれにしても財政負担をどう考えるかということになっていくと思っています。今回は新規で新しく作るわけではなくて、今ある既存の施設を改修し、そして施設だとか備品を引っ越しして文化芸術活動の場を維持していくということだと思っています。そのいわゆるイニシャルコストのところ、それから今後これを運営していくわけですが、このランニングコストについては、これはどこが負担をしていくお考えでしょうか。まずお聞きします。

(熊谷議長) 吉川事務局長。

(吉川事務局長) 清水議員からの御質問でございますけれども、まず経費負担の関係の考え方でございますけれども、まずイニシャルコストにつきましては、先ほど御説明させていただきましたように県に応分の負担を求めていくということと、それから広域連合自身が負担するべきところもあると思っておりますので、そちらについては広域連合の負担とさせていただきますけれども、ただ財源につきましては非常に有利な起債等を活用しながら、いわゆる自主財源に極力響かないような形で対応していきたいというのが基本的な考え方でございます。

あとランニングでございますけれども、ランニングコストにつきましては先ほど申し上げましたように、現在、総務課は合同庁舎の中において医療福祉連携課については事務センターということで、事務所が分かれておりますのが今度一緒になりますので、そういう面では2か所あるものが1か所にまとまるということで、若干経費につきましては圧縮できる部分があるのかなということ。

それから、利用される皆さん、施設を利用される皆様には、現在も利用される皆さんは飯田創造館を利用するにあたっては使用料を御負担いただいておりますので、その水準というものがすごく負担が多くなるとか、あるいは少なくなるということではできるだけないような形で適切な御負担をいただく中で、ランニングコストについてはその中で極力賄ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

ただ、全部が全部それで賄えるということには、もしかしたらならないかもしれませんが、それでも極力、支出負担の削減というものについては今後も努力をしまいたいという、そういう現在のところは状況でございます。

(熊谷議長) 清水優一郎議員。

(清水(優)議員) 今日の段階では、次に続きます規約の一部改正についてというところの前段階の説明ということです。今申し上げた内容の数字的な部分というのは、いつお示しいただいて、またそれを議会で議論する場というのはあるのでしょうか。

(熊谷議長) 吉川事務局長。

(吉川事務局長) まず、イニシャルにつきましては、工事費等を当初予算に計上させていただきたいというふうに今考えておりますので、これを議会のほうで議論いただくとするので、当初予算の議論の中でお願いするということになるのかなというふうに思います。

ランニングにつきましては、一応、現在のところ会館については令和7年度4月ということ想定をしておりますので、今度は令和7年度の予算編成、予算審議の中で一応御議論いただくというような日程になるのではないかなというふうに考えております。

(熊谷議長) 清水優一郎議員。

(清水(優)議員) 3回目ですので、これで終わりにしますが、いずれにしても、県民としての郡市民の立場として理解が得られるように進めていかなくてはならないと思っておりますので、具体的には議案の審査の中でしっかりと議論をしまいたいと思っております。よろしくをお願いします。

(熊谷議長) そのほか、質疑はございますか。

坂巻議員。

(坂巻議員) 10番、坂巻です。

公の場になるということで、ここまでの道のり大変心配しておりました。そういうところで、広域連合の事務局の皆様の御努力に感謝と敬意を申し上げたいと思います。余分な仕事を取り入れたんじゃないかと思って、個人としては心配しておりましたけれども、大変ありがとうございました。

お聞きしたいところは、創造館は県の施設ということでしたので、県との関わりは今後どのような形になるのか、その辺を伺いたいと思います。

(熊谷議長) 吉川事務局長。

(吉川事務局長) 今回、広域連合の公の施設として施設を設置するという方針といたしましたので、基本的には広域連合が管理する施設ということになるかと思っておりますけれども、いわゆるソフト面、そこで行われる具体的な取組みについては一定の県の御理解だとか御協力だとかということは必要なかなというふうに思っておりますので、これはむしろ施設運営というよりも、そこで行われる文化芸術活動のほうの話になるかと思っておりますので、そういった中では、県といたしましてもいろんな支援のメニューみたいなものもあるのかなというふうに思っておりますので、そういったものを総合的に勘案しながら利用者の皆様と相談しつつ、そういった文化芸術活動の振興というものは展開していくことになるのかなというふうに考えております。

(熊谷議長) 坂巻議員。

(坂巻議員) ありがとうございました。

今後、開かれた社会教育に期待をしたいと思います。ありがとうございました。

(熊谷議長) ほかに質疑はございませんか。

栗生議員。

(栗生議員) 14番、栗生です。

今、局長が言ったように、創造館が地場産へ行くというようなことに問題があるわけではありませんけれども、その中で広域連合の事務局が地場産へ行くということは聞いてはおりますが、町村会が下へ降りてくるということは聞いておりませんが、その辺について、これは前のときもそういった話が出て郡の議長会でも各町村、議論をしてもらってきた経緯があるわけでありますが、そのことはそういうことに決定をしておることなのか、決定がそれのできるのかどうかということ、前回の話もありますので、その辺については今後しっかり検討していただけたらというようなことなのか、ちょっと答弁をお願いしたいと思います。

(熊谷議長) 町村会のことですので、下平副連合長。

(下平副連合長) いい質問をありがとうございました。

皆さん、多分、御存じの方も非常に多いと思うんですけども、町村会、他の地域を見ましても、広域連合の事務局と町村会が重複しているとか、その中に入っている町村会というのは、今は周りはみんなそうです。木曽もそうですし、上伊那もそうです。ですから、ぜひともうちとしましても、今回の移動に合わせまして町村会の事務局も移動をさせたいという思いがかなり強くあります。このタイミングを逃して一番いいタイミングだと思っておるわけでございます。それに合わせまして、いろいろな形で町村会の在り方を変えていくことも必要なのかなということ、特に今の事務局の体制のことから問題も発生したりしておりますので、このタイミングで動きたいという気持ちはほぼ全ての町村の皆さんが感じています。

しかしながら、規約がありまして、町村会というのは任意の団体なんですけれども、その任意の団体の事務を受けるために総合事務組合の公平委員会だとか、あれを使って給料を動かしたりだとか、身分を確定しているので事務局の、ちょっと複雑な関係にあります。その総合事務組合の議決を経て動くためには、どうも決まりの中で13町村、全町村の議会の議決がないと事務局も動かせないということになっているそうでございます。今、心配いただいた阿南の議会と町長さんが、どちらかというといろんなことで慎重に動いておられるわけでございまして、今の段階でそのことを少しでも早く皆さんとともに話し合っ、反対の皆さんに何とか賛成していただけるような方角をしっかりとこれから話を詰めながら、できればこれに間に合わせるように本当にしていきたいなとは思っておりますけれども、どうしても駄目だという場合には無理押しはするつもりはないんですけれども、しかし将来のことを考えてぜひともよろしくお願ひしたいということを各町村で相談しながら、特に南部の皆さんには話し合っ、いただけて、そういう協力をいただけるような環境を醸し出していただけたら本当にありがたいなと思ひます。栗生副議長さん、よろしくお願ひします。

(熊谷議長) 栗生議員。

(栗生議員) この問題については、私は決着がついておるといふようなつもりでございましたけれども、また再燃をしてきたといふようなことで町村会の会長さん、副会長さんともお話をした中で、そういったお話は今後一切しないぞといふ男の約束をしてきておるわけです。ただ、下伊那13町村あるわけでありまして、いろいろな事務を代行してもらってお

て、それがきちんとできるのかどうかというようなことが一番懸念をされるところであります。今、いい形の中で保護司会だとか遺族会だとか、いろんな事務等を担っていただいて、そいつに特別不備があつてとかいうことでおかしいぞと言われるのなら、これもちょっと考えないといけないんだけど、ただ下伊那、難しいところで、教育委員会も伊那の教育事務所があつて、飯田に分所があるというような、そういうところでもあります。いずれにしても、町村の議長会でもしっかり話し合いをしながら慌てて事を進めないように、ぜひお願いをしておきたいと思います。

以上です。

(熊谷議長) そのほか、質疑はございませんか。

清水勇議員。

(清水(勇)議員) ちょっと細かいことですが、伺いたいと思います。

今の利用料は、令和5年4月に改訂という形ではありますが、今度、広域として運営していくとなると運営体系がそれぞれ違うし移転した場所等も違うので、それと水道光熱費の今年度の関係で行くと4月ということではないのですが、私はこれも広域としてきちんと検討して見直していく方向のほうがいいんじゃないかと思いますが、その点の考え方についてお聞きします。

(熊谷議長) 吉川事務局長。

(吉川事務局長) 利用料につきましては、現在まだ事務局としても広域連合としても検討に入っておりませんので、議員から御質問いただいたことについては今後の検討の中で、いろんな多面的な部分がございますので検討してまいりたいと思っておりますので、お願いいたします。

(熊谷議長) 清水勇議員。

(清水(勇)議員) その利用料について、基本的にはそれぞれの団体と今後について、今までのことを基本的に検討していくと思いますが、電気機械等の持込み等においても持込み料についてうたっていないとか電力量によって相当違いが出るので、きちんと検討した上でやっていてもらいたいと思いますので、よろしくお祈りします。

(熊谷議長) そのほか、質疑はございませんか。

(「なし」との声あり)

(熊谷議長) よろしいですか。なければ、説明のございました「文化芸術活動の支援について」は、聞きおくことといたします。

(2) 南信州広域連合規約の一部改正について

(熊谷議長) 次に、「南信州広域連合規約の一部改正について」を議題といたします。

執行機関側の説明を求めます。

小椋事務局総務課長。

(小椋事務局総務課長) それでは(2)といたしまして、広域連合規約の一部改正の関係を説明いたします。

先ほどの協議事項に係るものですが、改正案について御説明いたしますので、資料ナンバー2-1を御覧いただきたいと思っております。

南信州広域連合規約の一部を変更する規約(案)でございます。

まず、広域連合の処理する事務を規定しております第4条でございますが、第4条第1項第12号中「障害者支援施設の設置、管理及び運営」を「広域的な障がい者支援」

に改めるということですが、これは以前に広域連合から阿南町さんに移管をさせていただいた「阿南学園」に係る表記を改めまして、今必要とされております広域的な障がい者支援施策を行うための改正でございます。

次に、第4条第1項第18号として、広域的な文化芸術活動を支援する施設の設置、管理及び運営に関する事務を追加いたしますのは、先ほど御協議いただきました「文化芸術活動の支援」を広域連合として行うための改正でございます。

次に第5条ですが、こちらは広域計画の項目を規定するものでございまして、先ほどの第4条と同様に改正をするもの。

次の第6条でございますが、こちらは広域連合の事務所の所在地の改正でございます。現在「長野県飯田市追手町2丁目678番地」、これは合同庁舎でございますが、こちらを「上郷別府3338番地8」に改めるということで、事務所、総務課を旧地場産業センター、現在は広域連合の事務センターでございますが、そちらに移転するための改正でございます。文化芸術活動支援の一環としまして、仮称「南信州広域連合会館」全体の管理運営を行うための移転でございます。

次に別表でございますが、次の2ページのほうへ渡ってまいります。2ページの上段12号のところ下線を引いてございますが、「広域的な障がい者支援に関する事務」というところの改正、それから同じ表の右側のところに事業費の負担割合の欄がございますが、こちらのほうを「広域連合議会の議決を経て広域連合長が別に定める」としたいとするものであります。

それから、別表の最下段の18号のところ、「広域的な文化芸術活動を支援する施設の設置、管理及び運営に関する事務」というものを追加、右側の事業費の負担割合を先ほどと同様に改正するものでございます。

続きまして、3ページを御覧いただきたいと思います。

中段の附則のところでございます。附則は、施行期日を定めるものでございまして、「長野県知事の許可を受けた日から施行する。」としております。また、第6条につきましては、広域連合事務所の所在地の改正でございますが、こちらにつきましては施設の整備完了後の令和7年4月1日としております。

資料ナンバー2-2もおつけしてございますが、こちらは広域連合規約の全文を見え消しの状態でお示したものでありますので、併せて御覧いただきたいと思います。

先ほど来、説明をさせていただいておりますが、この広域連合の規約の改正にあたりましては、地方自治法の規定によりまして構成市町村の議決を経て長野県知事に許可申請を行う必要がございます。今後、各市議会、町村議会での規約改正についての御審議をいただきたいと思います。

説明は以上でございます。

(熊谷議長) 説明が終わりました。御質疑はございませんか。

岡田議員。

(岡田議員) 23番、岡田です。よろしくお願いたします。

規約改正案の書きぶりに対する解釈について、何点かお聞きしていきたいと思っております。

2ページの18番、広域的な文化芸術活動を支援する施設の設置、管理及び運営に関する事務とありまして、これが今回の肝の一つであって、創造館廃止に伴う改正だとうつりますけれども、ここは創造館廃止の関係だけにとどまるのか、それとも既に事業実

施されております「民俗芸能保存継承」も含めた文化芸術活動、幅広い観点を持つでの改正になるのか、その点をお聞きしたいと思います。

(熊谷議長) 吉川事務局長。

(吉川事務局長) 今回の規約改正につきましては、あくまでも文化芸術活動を支援するための施設の設置、管理に関する事務について追加をしたいということでございます。従来、例えば議員さんの御質問の中にありましたように、伝統芸能の支援みたいなことを広域連合として取り組んでいるわけでございますけれども、基本的に規約の規定につきましては、こういった施設みたいなハード的なものにつきましては二重行政を防止するという面から、きちんと規定するという必要がございますけれども、よりソフト事業的なものにつきましては、一方では県、広域連合市町村の連携に基づいてやった方がうまくいくというような要素があるわけでございますので、実はこういった規約の中ではなかなか規定しづらいという部分がございます。ですので、その部分につきましても従来どおりという前提でございますので、御理解をいただければというふうに思います。

(熊谷議長) 岡田議員。

(岡田議員) 規約では定めないけれども、ソフトの取り組みもしっかりやっていくんだというふうに理解をさせていただきました。ソフトについては、先ほども議論が交わされたところですけども、県の連携、支援を受けながらやっていくということで、例えばこれまで飯田創造館で企画展がされたりだとか、あとシニア大学との連携だとかもされてきました。こういった取組みがそのまま広域の取組に移るということではないと思うのですが、ソフトについても郡市民の皆様、利用者の皆さんが望んでくれていることには寄り添って考えていくという、そういう理解でよろしいでしょうか

(熊谷議長) 佐藤連合長。

(佐藤広域連合長) 質問の趣旨にもよりますが、広域連合が創造館の代わりをするというわけではないと私は理解をしています。今回は、創造館の利用者の方に限らず文化芸術活動を支援する施設を設ける。ですので、新しい利用者の方もいらっしゃると思います。ですので、これからの施設運営についてはこれから考えるということになりますが、申し上げたいのは、今、県では一つの県の施設として指定管理を財団に出して自主企画事業も相当やっていますけど、それと同じことが広域連合にできるんですかという質問だとすれば、なかなかそうは参らないと思います。ですので、限られた体制の中ではありますけれども、寄り添って対応するというふうに理解をいただければと思います。

(熊谷議長) 岡田議員。

(岡田議員) 連合長のお話の内容で受け止めさせていただきました。

3回目、最後の質問になります。先ほどの資料1のほうに遡ってしまう分野になるので恐縮ですけど、そもそも今回の件というのは、足掛け数年に及んで創造館を県から移管してくれないかというところから始まった話だと認識しております。その中で、県のほうは全県的な文化政策は県でやる、地域の文化活動は市町村で支援してほしいというふううたってきているというふうに耳にしておりますけれども、一方の広域連合や市町村として県と同じ認識で受け止めてきているのか、ここが非常に大事なところだと思うんですけど、ここがいろいろな議論の肝の肝を握っているところだと思うので、最後にお聞きしたいと思います。

(熊谷議長) 佐藤連合長。

(佐藤広域連合長) 質問の趣旨がちょっと分かりづらかったんですけど、県は県としてこれからも広域的な芸術活動を支援するという活動を続けると理解をしています。ですので、場所としての創造館については、現在の利用状況がかなり地域密着型だという理解のもとで閉館をするという判断を県はされました。それに対して、今、各市町村で取り組んでいる文化芸術活動の支援、振興、それから今回、新たに広域連合としては支援をする形で場所を用意いたしました。それをそれぞれ連携して、郡市民の皆様の文化芸術活動として応援していくということですので、県がおっしゃっていたような創造館の機能をどこかに移管するという形には今回なっていませんけれども、今申し上げましたように、県が果たすべき役割、市町村が果たすべき役割、そして今回、新たに広域連合が規約の中で文化芸術活動の支援施設を管理運営するというのを入れたわけですから、そういったものを全て連動させながら郡市民の皆様の文化芸術活動が支援されていくと、そういうふうにご理解をいただければと思います。

(熊谷議長) そのほか、質疑はございませんか。
よろしいですか。

(「なし」との声あり)

(熊谷議長) なければ、説明のございました「南信州広域連合規約の一部改正について」は、聞きおくことといたします。

そのほか、何かございませんか。

伊藤書記長。

(伊藤書記長) それでは、私のほうから1点お願いをいたします。

全協開会前にお配りをいたしました、議員視察研修アンケートについてお願いをいたします。10月に2グループに分かれて実施いたしました議員視察研修には、御多忙の中、全議員の皆様に御参加をいただきまして誠にありがとうございました。

今後の議会活動に資するため、11月30日の第2回定例会、全員協議会后、議員視察研修報告会を開催いたします。つきましては、報告の参考とさせていただきたく、それぞれの視察事項につきまして御意見・御感想をお聞かせいただきたいと存じます。様式は特に問いませんので、メールですとかまたはファクス等で御回答をお願いいたします。また、20日・22日にそれぞれ常任委員会がございますので、そのときに御提出でも構いませんので、22日までに広域連合事務局へ届きますよう御回答をお願いいたします。また、議案書と一緒にお送りをさせていただきました議員視察研修報告会の出欠報告は17日までとしておりますので、併せて御報告をお願いいたします。

以上でございます。

(熊谷議長) そのほかございますか。

執行機関側から何かございますか。よろしいですか。

5. 閉 会

(熊谷議長) それでは、以上をもちまして、全員協議会を閉会といたします。
御苦労さまでございました。

閉 会 午前11時43分